◆工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和5年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	平野工場No.3機器冷却塔ファン 用動力盤修繕	清掃施設工事	平野工場	JEFエンジニアリング(株)	759,000	令和5年7月4日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
2	西淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	512,820,000	令和5年7月20日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
3	平野工場焼却設備中間点検整備工 事	清掃施設工事	平野工場	JEFエンジニアリング(株)	71,940,000	令和5年7月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
4	平野工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	平野工場	(株)福島製作所	10,450,000	令和5年8月3日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
5	舞洲工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	9,900,000	令和5年8月23日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
6	環境局八尾工場線ケーブル取替工 事に伴うGIS装置ケーブルヘッド取 替工事	電気工事	八尾工場	三菱電機プラントエンジニア リング(株)	20,174,000	令和5年8月25日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
7	舞洲工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	(株)福島製作所	19,800,000	令和5年8月29日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
8	舞洲工場メンテナンス用ホイスト整備工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	東洋ホイスト(株)	2,310,000	令和5年8月31日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
9	舞洲工場温水ボイラー修繕	給排水衛生冷 暖房工事	舞洲工場	(株)高尾鉄工所	1,496,000	令和5年8月31日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
10	平野工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	29,150,000	令和5年9月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
11	八尾工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジ ニアリング(株)	434,500,000	令和5年9月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	К 6
12	八尾工場電気計装設備整備工事	電気工事	八尾工場	富士電機(株)	29,854,000	令和5年9月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

1 案件名称

平野工場 No.3 機器冷却塔ファン用動力盤修繕

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う当工場のNo.3機器冷却塔ファン用動力盤は、本設備からNo.3機器 冷却塔ファンを起動させ、各プラント機器に送る工水を冷却するために使用してい る設備である。本設備が故障したことにより、焼却設備の安定稼働に支障をきたす ため、修繕を行うものである。

当工場の No. 3 機器冷却塔ファンは、JFEエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については、機器冷却塔ファン及びその動力盤両方の特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場 (電話番号06-6707-3753)

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方 株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち ごみの焼却処理を行う施設の一部である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿環境に曝されるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力の維持及び設備の適正な管理を図る必要がある。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

1 案件名称

平野工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみ の焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、JFEエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場 (電話番号06-6707-3753)

1 案件名称

平野工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

今回、整備工事を行う平野工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉にごみを供給する設備であり、24時間連続で稼働している。 クレーンバケットを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい 状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、適正な維持 管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社福島製作所のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場 (電話番号 06-6707-3753)

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

当工場焼却設備のクレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーンがある。

じん芥クレーンは、ごみ貯留ピット内のごみを焼却炉内へ投入するほか、ごみの 積み替えや攪拌を行う設備で、また灰クレーンは、焼却後の灰を灰搬出車両に積み 込むための設備としていずれも重要な役割を担っている。

クレーン設備が故障した場合、ごみ供給や灰搬出が出来なくなりごみ処理が不能となる。さらに故障が長期化した場合、市民生活にも支障を来すことに繋がる。

このようなことから、安定的にクレーン設備を稼働するためには、各部点検 や部品交換など定期的な整備が必要である。

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的に把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

1 案件名称

環境局八尾工場線ケーブル取替工事に伴うGIS装置ケーブルヘッド取替工事

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

八尾工場では、電力会社より 77kV で受電を行い、負荷設備にて使用できる電圧 に降圧し使用している。今回取替工事を行うGIS装置は、77kV 回路において事 故のあった場合、工場内受変電設備及び一般電気事業者へ事故を波及させないため に、当該の電気回路を遮断させ電力系統の安定運用を図るための装置である。

当工場の発電設備・受変電設備は、三菱電機株式会社において独自の技術により設計・施工されたものであり、本工事については発電設備並びに受変電設備が有する特性を十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱電機株式会社であるが、本GIS装置の保守点検及びメンテナンス工事全般の業務は三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に移管されており、本工事を実施できるのは、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

八尾工場 (TEL:072-923-4226)

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

ごみ焼却工場のクレーンバケットは、ごみ貯留ピット内のごみの投入、積み替え、 攪拌などを行うためのクレーン設備の主要部品である。

クレーンバケットは、予備機も含め年間を通じ過酷な環境で使用しながらごみ処理 を安定的に行わなければならないことから、各部点検や部品交換など定期的な整備が 必要で、今年度については、じん芥用のクレーンバケットの整備工事を実施する。

当工場のクレーンバケットは、株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたもので、整備にあたっては設計当初の能力を回復させるとともにクレーンバケットに対しての一貫した責任と性能についても保証させる必要がある。その条件を満たすのは当該バケットを設計・施工した株式会社福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

1 案件名称

舞洲工場メンテナンス用ホイスト整備工事

2 契約相手方

東洋ホイスト株式会社

3 随意契約理由

メンテナンス用ホイストは、各設備のメンテナンスの際に重量物の荷揚げ、移動等 を行うため、工場各所に設置されているものである。

これらメンテナンスホイストは「天井クレーンの定期自主検査指針」(昭 60.12.18 自主検査指針公示第 8 号)に基づきランウェイ、鋼構造部分、走行機械装置、横行機械装置、巻上機械装置、潤滑装置、電気関係、安全装置等について、定期的に点検を行い、その性能維持に努めている。

当工場のメンテナンス用ホイストについては設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した東洋ホイスト株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

1 案件名称

舞洲工場温水ボイラー修繕

2 契約の相手方

株式会社高尾鉄工所

3 随意契約理由

今回修繕を行う温水ボイラーは、舞洲工場の給湯と暖房用の温水を作成する設備であり、 経年劣化により設備の整備が必要となった。

本設備は、株式会社高尾鉄工所の独自の技術により設計・製作されたものであり、設計・ 製作した株式会社高尾鉄工所以外では、修繕の対応が不可能である。また、修繕後の温水 ボイラーの性能・作動状態等について、一貫した責任と保証を持たせる必要があり、この 条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社高尾鉄工所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

今回整備を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉へごみ供給や残滓を搬出するための設備であり、24時間連続で稼動している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい 状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することによ り、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場 (電話番号06-6707-3753)

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみ の焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業株式会社のみであるが、三菱重工業株式会社については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号072-923-4226)

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

本設備は、富士電機株式会社が独自の技術により設計・施工したものであり、本設備の整備を実施するためには、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならず、設計・施工した会社以外では、技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号072-923-4226)